



楽しいよ! 新居浜支部

ボランティア活動 滝宮公園5月23日



除草、枝きり、垂れ下がった桜や夾竹桃の剪定を行いました。

親睦旅行 6月5日



高知、モネの庭マルモットンと室戸水族館へ行ってきました。

新居浜支部 女性部活動 施設慰問



新居浜支部長よりひとこと

今回、新居浜支部長に就任いたしました伊藤優子です。
愛媛県年金受給者協会は、昭和45年に発足し、全国組織の団体ですが、あまり認知されておらず高齢化により会員も年々減少しております。

少しでも、会員になっていただくよう講演、旅行、スポーツ、ボランティア、クラブ活動などを通じて皆様に広報したいと思っています。

皆様、会員の輪を広げましょう。よろしくお願い致します。

新しい会員をご紹介ください!

ご紹介いただいた方がご入会した場合
500円の商品券を差し上げています。
お友達も誘って、一緒に支部の行事や
同好会などにご参加下さい。



編集・発行

(一般社団法人)全国年金受給者団体連合会

愛媛県年金受給者協会 (略称)えひめ年金協会

〒790-0067 愛媛県松山市大手町1-7-4 伊予鉄大手町ビル2階

TEL(089)933-6862 FAX(089)933-6870

http://ehime-nenkin.com/ e-mail:ehmksnkj@crux.ocn.ne.jp

支部だより



宇和島支部

輪投げ大会 6月10日 27名参加



笑顔あふれる大会でした。多くの方のご参加をお待ちしております。

親睦旅行 成川溪谷保養センター 18名参加



ゆっくり、心も体も癒やされました。次回のご参加、お待ちしております。

今治支部

グラウンドゴルフ大会 5月13日 178名参加



表彰式

多くの方にご参加いただき楽しくプレーができました。

ボランティア活動 7月7日 織田ヶ浜 15名参加



事務局よりお知らせとお願い

長寿祝い

88歳になられた方に長寿のお祝いをお送りいたしました。(8月)

今後88歳になれる方は、住所、氏名、電話番号をご記入の上八ガキにてお申込下さい。お祝いをお送りさせていただきます。

会員手帳

10月の発送で手帳を同封しております。ご確認をお願い致します。(ご夫婦は2冊同封しています。)



年会費がまだ未納の皆さまへ

令和元年度会費を、まだお納めいただいていない会員様に、会費の払込書を同封しております。さまざまな割引などありますので、早めにご入金のほどよろしくお願い致します。



みんなで声を掛けあおう!
万引きはしない・させない!

警察相談専用電話
#9110
または
089-931-9110



(資料提供: 愛媛県警察本部)

§ 年金生活者支援給付金について(ポイント解説) §

令和元年10月にスタートする基礎年金受給権者を対象とした「年金生活者支援給付金」(以下「支援給付金」という。)について、老齢基礎年金・障害基礎年金・遺族基礎年金の各受給権者の皆様の支給要件等をポイント解説いたします。

	支給要件	不該当(不支給)となる要件	給付額	請求書の送付時期
老齢基礎年金	1. 満65歳以上 2. 前年の年金収入と所得の合計額が879,300円以下 3. 世帯員全員が非課税である。	1. 日本国内に住所を有しないとき 2. 年金の全額が支給停止されているとき 3. 所得要件に該当しなくなったとき 4. 刑事施設・労務場、他にこれらに準ずる施設に拘禁されているとき	月5,000円(基準額) 過去の年金の納付月数・免除月数により決定される。 ※779,301円~879,300円の場合は調整率を乗じる。	1. 年金を受けていて支給要件に該当する方には9月中旬以降に送付 2. 8月以降に65歳になる方には65歳到達月に送付 ※到達月とは、誕生日の前日が属する月です。
障害基礎年金	1. 前年の所得額が次の金額以下の場合 4,621,000円+扶養親族の数×38万円以下の場合 ※「老人」[特定扶養]の場合は増額があります。	老齢基礎年金と同じ	障害等級に応じて 2級 ⇒ 月5,000円 1級 ⇒ 月6,250円	1. 年金を受けていて支給要件に該当する方には9月中旬以降に送付
遺族基礎年金	1. 前年の所得額が次の金額以下の場合 4,621,000円+扶養親族の数×38万円以下の場合 ※「老人」[特定扶養]の場合は増額があります。	老齢基礎年金と同じ	月5,000円(基準額) 2人以上の子が受給している場合、子の数に応じて除されます。	1. 年金を受けていて支給要件に該当する方には9月中旬以降に送付

§ 支払いについて §

- ◆ 公的年金の支払いと同じです。偶数月の支払日に2カ月毎(後払い)となります。
- ◆ 初回支払は、令和元年12月13日(金)に10月・11月分が支払われます。
- ◆ 支払期間は、8月分から翌年7月分まで、毎年支給要件が審査されます。
- ◆ 年金受給者が亡くなった場合は、未支給年金請求によって未払金が支払われます。

忘れんように
せんといかんのう。
おばあさん



§ 注意事項 §

- ◆ 支給要件に該当する状態になった場合、日本年金機構からのご案内はありません。
- ◆ 支援給付金請求書を受付した日の翌月分からの支払いとなるため、該当する方は早めに提出してください。
- ◆ 支援給付金制度開始日(令和元年10月1日)で該当する方は、請求書が届き次第速やかに手続きしてください。
※本年12月中の提出であれば10月分まで遡及して令和2年1月以降に支払われます。
- ◆ 新規の請求と併せて提出する場合は、窓口での請求書作成により同時受付になります。この場合のみ、権利発生から3カ月以内の受付であれば遡及して支払われます。

☆ 支援給付金制度の詳しい内容については、年金事務所にお問い合わせください。☆

給付金のお問い合わせは「ねんきんダイヤル」へ！

『ねんきんダイヤル』 : 0570-05-1165 (ナビダイヤル)

050 から始まる電話でおかけになる場合は (東京) 03-6700-1165

<受付時間>

月曜日 午前8:30~午後7:00

火~金曜日 午前8:30~午後5:15

第2土曜日 午前9:30~午後4:00

※ 月曜日が祝日の場合は、翌開所日に午後7:00まで相談をお受けします。

※ 祝日(第2土曜日を除く)、12月29日~1月3日はご利用いただけません。

○ お問い合わせの際は、基礎年金番号がわかるものをご用意ください。

○ 代理人(二親等以内)の方からお問い合わせいただく場合は、ご本人の基礎年金番号に加え、代理人の方の基礎年金番号も必要となります。

(注) 間違い電話が発生しておりますので、おかけ間違いのないようご注意ください。



こころワクワク☺えがお活き活き☺ たのしい同好会活動



〈南予〉

大洲徳寿会GG同好会



シャッフル同好会



鶴島クラブクローケー同好会



〈東予〉

ねんきんリーグ
ボウリングクラブ



ファイブクッキング



清水ババース&ハンサム



〈中予〉

松山そぞろ歩きの会



ねんきんカラオケ5



砥部スマイルGGクラブ



ひまわり卓球



若草悠々カラオケ会



楽しい仲間がいっぱい♪

